

都市計画法第62条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局長から京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園事業の認可に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年10月26日

京都市長 榎本頼兼

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園事業

第92号嵐山中島公園

第118号嵐山亀山公園

2 施行者の名称

京都府

3 事業施行期間

平成18年9月26日から平成23年3月31日

4 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）